# 令和3年度法制度小委員会の審議の経過等について

令和4年3月8日 文化審議会著作権分科会 法制度小委員会

# 1. はじめに

第21期文化審議会著作権分科会法制度小委員会(以下「本小委員会」という。)においては、知的財産推進計画2021(令和3年7月13日知的財産戦略本部決定)等を踏まえ、令和3年7月19日に、文部科学大臣より文化審議会に対して行われた諮問「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」を受け、DX時代に対応した著作物の権利保護・利用円滑化・適切な対価還元に係る法制度等、主に以下の課題について検討を行ってきた。

- (1) DX時代に対応する基盤としての著作権制度・政策に関する検討について (民事訴訟法等の改正に伴う裁判手続のオンライン化に対応した著作権制度の 検討について含む。)
- (2) 独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度について
- (3) 研究目的に係る権利制限規定の創設について
- (4) DX時代に対応した著作物の権利保護・利用円滑化・適切な対価還元に係る法制度について

その審議の経過等は、2. の記載のとおりであり、今年度、結論が得られていない課題 については、来年度以降も引き続き検討を行うこととする。

# 2. 課題の審議状況について

(1) DX時代に対応する基盤としての著作権制度・政策に関する検討について

現在、デジタル化・ネットワーク化に対応した取組が、立法・行政・司法の公的機関や企業等で推進されており、本小委員会においては、公的機関や企業等におけるDXの基盤整備の観点から、今後考えられる著作権法上の課題について検討を行うこととした。

具体的には、関係者からの実態・意見聴取を踏まえ、次のとおり、検討・意見交換を行った。

- ①立法・行政・司法の目的のための複製を認める著作権法第42条について
  - ○裁判手続のIT化に対応した公衆送信等について
  - ・民事裁判が原則として電子化・オンライン化されることに伴い、適正な裁判、裁判 を受ける権利の観点から、民事裁判手続に必要となる著作物の公衆送信や公の伝達

を可能とする措置が必要。

- ・刑事裁判その他の裁判手続についても、それぞれの I T 化の対応状況を踏まえ、措 置が必要。
- ○立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について
- ・デジタル時代に在るべき行政の姿を著作権法の観点からも支えていくことが必要。 現行法で可能となっている内部資料としての複製について、デジタルでも同様の利 用ができるようにすることが必要。
- ・その際、現行法下での複製行為において許容される範囲と同等の範囲での公衆送信 に限定した検討や、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないよう対象を限定 した検討が必要。
- ・「内部資料」の解釈については周知を徹底する必要がある。その際、現行の解釈も 含め検討が必要。
- ②オンラインの会議や電子決裁、書類の共有に係る公衆送信等について
  - ・著作権法における「公衆」の定義は広いため、公に広く送信するものと内部に送信 するものについて場合分けをして検討することが必要。
- ③政治上の演説等の利用を認める著作権法第40条について
  - ・立法府における運用の状況等を踏まえて検討すべき。
  - ・参政権や知る権利といった観点から法第40条全体の議論の中で検討が必要。
- ④その他、DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しについて
  - ・オンラインの進展やネット空間の拡大に対応した著作権法第38条、第39条、第45条等の検討が必要。
  - ・災害発生時の情報収集や情報発信等のための著作物の利用についても検討が必要。
  - ・D X 時代に対応した著作物の利用円滑化とバランスを取りつつ、著作権・著作者人格権等の権利内容の検討が必要。

このうち、①については、今般の民事訴訟法改正により、原則として、民事裁判が原則電子化・オンライン化されることから、これに対応するため、著作権法第42条に関して、公衆送信等の権利制限について検討を行ったところ、民事裁判手続に必要となる著作物の公衆送信等についても権利制限の対象とすることが必要であるとの結論に至り、令和3年12月8日付けで「民事訴訟法の改正に伴う著作権制度に関する論点整理(案)」を取りまとめた。

その後、意見募集手続を経て、第3回の本小委員会において審議の上、令和4年2月4日付けで「民事訴訟法の改正に伴う著作権制度に関する論点整理」を取りまとめた。

# (2) 独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度について(ワーキングチーム関係)

平成29年度の小委員会において、利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度の

導入や独占的ライセンシーへの差止請求権の付与等のライセンス契約に係る制度の在り方について、検討を行っていくべきとの意見が示されたことを踏まえ、同年度、文化庁委託事業として「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」が実施された。その調査研究の結果、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度及び独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度に関し、その導入について検討を行う必要性が示された。これを踏まえ、平成30年度の小委員会において、著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)が設置され、①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入及び②独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入という二つの課題について検討することとされた。

これらの検討課題のうち、①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入については、平成30年度にワーキングチームから、利用許諾に係る権利について、対抗要件を要することなく当然に対抗することができることとする制度(当然対抗制度)を導入することが適当である旨の審議経過報告がなされ、平成31年2月13日に文化審議会著作権分科会報告書として取りまとめられた後、令和2年の著作権法改正により同制度が導入された(著作権法第63条の2)。

他方、②独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入については、これと密接に関わることになる独占的ライセンスの対抗制度と併せて、令和元年度から、小委員会の下のワーキングチームにおいて継続して検討を行ってきた。

今年度も、本小委員会の下にワーキングチームを設置し、引き続き、「独占的ライセンスの対抗制度」及び「独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度」の導入について検討を行ったところ、この二つの制度を導入することが適当であるとの結論に至り、令和3年12月8日付けで「独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入に関する報告書(案)」を取りまとめた。

その後、意見募集手続を経て、第3回の本小委員会において審議の上、令和4年2月4日付けで「独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入に関する報告書」を取りまとめた。

#### (3) 研究目的に係る権利制限規定の創設について

令和元年度の小委員会における議論の結果、制度設計等の検討を進めるに当たっての視点・留意事項が整理されるとともに、まずは、国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ等を把握することとされ、調査研究を行った。その報告書では、(i)さらに多くの分野・人数にわたる研究者のニーズを適切にくみ上げるために、より広範・詳細な実態調査を行うことや、(ii)国際的な制度調和の観点から、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握することが必要である旨、指摘がされた。

令和2年度は、諸外国の法制度やライセンスの実態等について調査研究を行った。また、 調査研究目的での図書館資料のメール送信サービス等を権利者の許諾なしに可能とする 図書館関係の権利制限規定の見直し等を内容とする「著作権法の一部を改正する法律案」が成立し、6月2日に公布された。

以上を踏まえ、今年度は、(i)に関して、今回の図書館関係の権利制限規定の見直しによっても対応できないニーズについて、より広範・詳細な調査研究を実施することとともに、(ii)に関しても、諸外国における研究目的に係る著作物の利用に関する権利制限規定の解釈・運用とライセンスの実態について、昨年度の調査研究を踏まえたより詳細な調査研究を実施することとし、その進捗状況も踏まえながら、適宜、本小委員会において、具体的な制度設計等に関する議論を深めることとした。

これを受け、令和3年12月より文化庁委託事業として「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」(委託先:財団法人ソフトウェア情報センター)が実施されている。

# (4) DX時代に対応した著作物の権利保護・利用円滑化・適切な対価還元に係る法制度について

上記の大臣諮問を受け、著作権分科会基本政策小委員会において、令和3年8月以降、ネットクリエイターやいわゆるZ世代等も含め、多様な関係者からのヒアリングやパブリックコメントを経て、簡素で一元的な権利処理方策について、集中的かつ丁寧に審議がなされ、同年12月22日の著作権分科会において、中間まとめ(DX時代に対応した「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」及び「著作権制度・政策の普及啓発・教育」について)が取りまとめられた。

このうち、新しい権利処理の仕組みの実現に当たっては、法制的課題や国内法制・条約との関係など、詳細な議論が必要であるとの取りまとめがなされ、本中間まとめで示された方向性を堅持しつつ、「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」の実現に向けた法制的な課題を、令和4年1月以降、本小委員会において、議論を進めることとした。

これを受け、今年度は、まず、制度化に向けた方向性の確認及び制度化に向けた主な論点・検討課題の整理を行い、これらの論点について、来年度、継続して検討することとした。

#### (5) その他

令和2年の著作権法改正による侵害コンテンツのダウンロード違法化(第30条第1項第4号、第119条第3項第2号)について、2021年1月の施行から1年後の施行状況に関して実施した調査研究の結果の報告が行われた。

法改正の認知については約 40%の人が改正を知っていたとの結果が得られた。侵害コンテンツの利用に関する行動変容については、新型コロナウィルス感染症対策に伴ういわゆる巣ごもり需要の増加を鑑みると違法化の効果が表れている可能性があるが、同時期のコンテンツのトレンド等の影響も考えられ因果関係の断定はできないとの報告があった。なお、正規版の購読行動に関するダウンロード違法化の効果は大きくは見ら

れないと報告があった。

これについて、委員からは、基礎的・客観的なデータの把握は容易ではないが、把握の努力を続けることが重要であるという指摘があった。

# 3. 開催状況

# 第1回 令和3年8月25日(水)

- (1) 法制度小委員会主査の選任等について【非公開】
- (2) 今期の法制度小委員会における審議事項及びワーキングチームの設置等について
- (3) 研究目的に係る権利制限規定の創設について
- (4) DX時代に対応する基盤としての著作権制度・政策に関する検討について

# 第2回 令和3年12月8日(水)

- (1)民事訴訟法等の改正に伴う裁判手続のオンライン化に対応した著作権制度の検討について
- (2)独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度 に関する審議結果について
- (3) D X 時代に対応する基盤としての著作権制度・政策に関する検討について

#### 第3回 令和4年2月4日(金)

- (1) 「民事訴訟法の改正に伴う著作権制度に関する論点整理(案)」及び「独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入に関する報告書(案)」に関する意見募集の結果について
- (2) DX時代に対応する基盤としての著作権制度・政策に関する検討について
- (3) 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に関する検討について

# 第4回 令和4年2月28日(月)

- (1) 令和2年改正著作権法の施行状況に関する調査研究について
- (2) DX時代に対応する基盤としての著作権制度・政策に関する検討について
- (3) 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に関する検討について
- (4) 令和3年度法制度小委員会の審議の経過等について

# 4. 委員名簿

池村 聡 弁護士

#奈波 期子 弁護士

今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部教授

〇 大渕 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

奥邨 弘司 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

まかだ まさし 澤田 将史 弁護士

柴田 義明 東京地方裁判所判事

島並 良 神戸大学大学院法学研究科教授・法科大学院長

水津、太郎、東京大学大学院法学政治学研究科教授

田村 善之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

◎ 茶園 成樹 大阪大学大学院高等司法研究科教授

福井健策 弁護士

前田 哲男 弁護士

村井 麻衣子 筑波大学図書館情報メディア系准教授

※◎は主査、○は主査代理

(以上 14名)

令和3年8月25日文化審議会著作権分科会法制度小委員会(第1回)資料

# 第21期 文化審議会著作権分科会法制度小委員会 における主な検討課題(案)

令和3年8月25日

第21期の文化審議会著作権分科会法制度小委員会においては、「知的財産推進計画20 21」をはじめとする政府方針等を踏まえ、主に以下の課題について検討を行うことが考え られる。なお、検討課題については、今後の状況の変化等を踏まえて、適宜追加・見直しを 行う可能性がある。

# <DX対応>

○ DX時代に対応した著作物の権利保護・利用円滑化・適切な対価還元に係る法制度について

#### <ライセンシーの保護>

○ 独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度について

#### <権利制限規定の創設・見直し>

- 研究目的に係る権利制限規定の創設について
- 裁判手続に係る権利制限規定など既存の権利制限規定の見直しについて